



個人情報保護条例の改正と運用

個人情報保護審議会

平成20年2月21日



改正理由

- 情報インフラの発展による個人情報保護の重要性拡大
- 平成17年施行の個人情報保護法との整合性確保



主な改正内容

- 個人情報取扱事務の登録
- 目的外利用の明確化
- 罰則規定の制定
- 個人の権利、利益保護のための措置を明文化



個人情報取扱事務の登録

■ 個人情報登録簿の作成

- ・電子化されたものも含め、個人情報を取り扱っている全ての事務を登録し、その利用目的、取り扱う個人情報の項目等を公表する。
- ・取り扱っている個人情報の利用目的を明確にし、目的外利用の判断基準とする。
- ・職員等の人事、給与に関する情報は例外とする。



目的外利用の明確化

- **目的外利用の原則禁止**
利用目的以外の利用及び提供は原則禁止
- **目的外利用の例外規程を明確化**
法令等、 本人同意、 公知、 緊急、
妥当性(内部)、 妥当性(行政機関等)、
統計、 本人利益、 審議会意見
- **目的外利用の事務手続の確立**
「飛島村個人情報保護事務取扱要領」を策定



罰則規定

- 罰則規定

- ・個人の秘密に属する事項の不当な提供は2年以下の懲役、100万円以下の罰金。
- ・受託業者、指定管理者の業務に従事する者も対象とする。
- ・平成19年7月1日施行



個人の権利、利益保護のための措置

- 個人情報登録簿の整備及び公開
 - ・開示、訂正、利用停止等の請求が適正に行えるよう、個人情報を取り扱っている全ての事務について公表する。
- 開示・訂正・利用停止手続きの明文化
 - ・開示、訂正、利用停止等の請求手続きを明文化し、個人の権利利益を保護するための措置を具体化する。



個人情報利用と提供

■ 個人情報取扱登録簿の作成



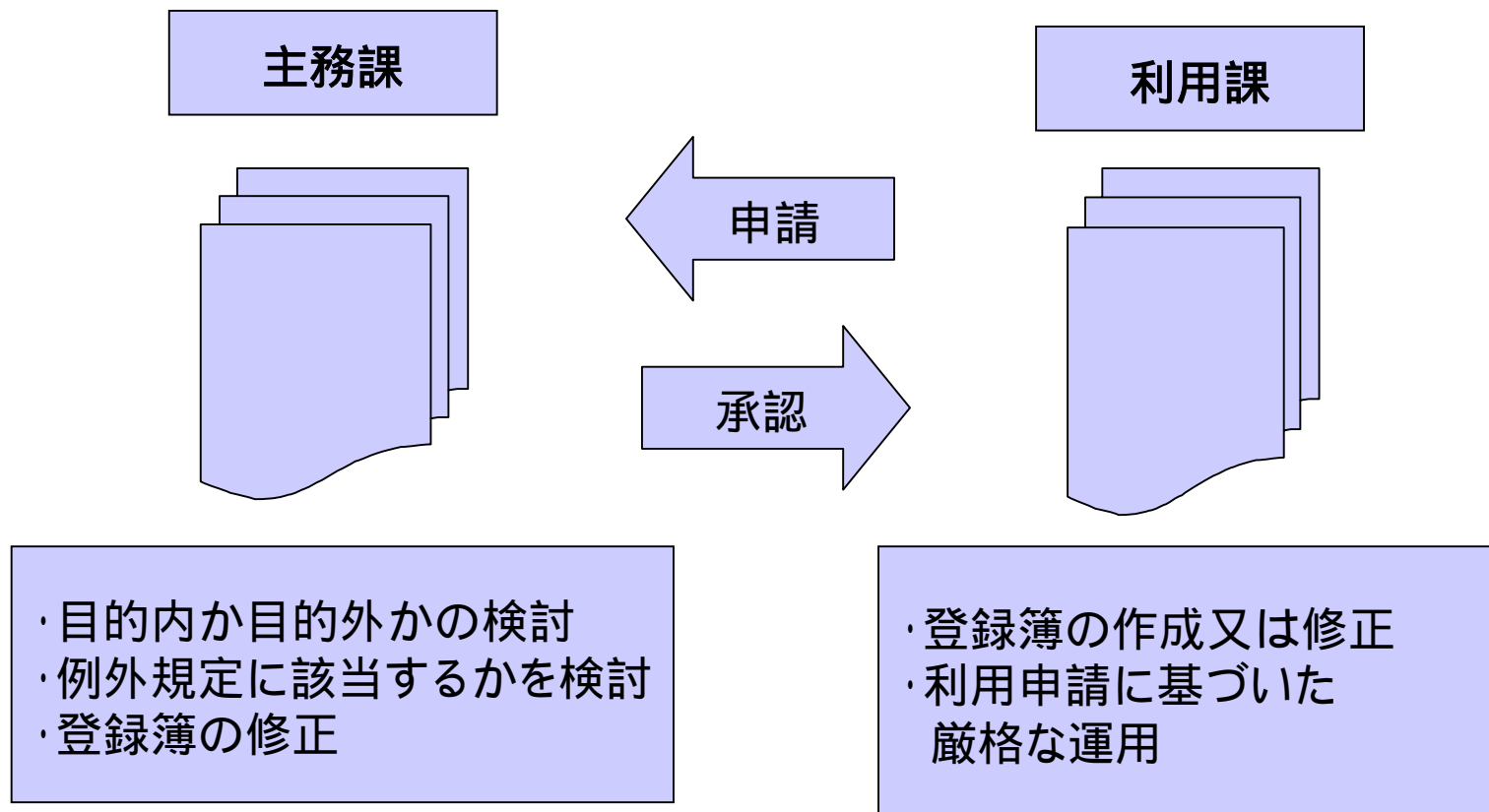
登録簿の作成

主な記載事項

- ・個人情報の利用目的
- ・個人情報取扱事務の流れ
- ・個人情報として記録されている項目
- ・他の機関等からの情報取得の有無
- ・他の機関等への情報提供の有無
- ・個人情報ファイルの保有の有無

個人情報情報の利用と提供

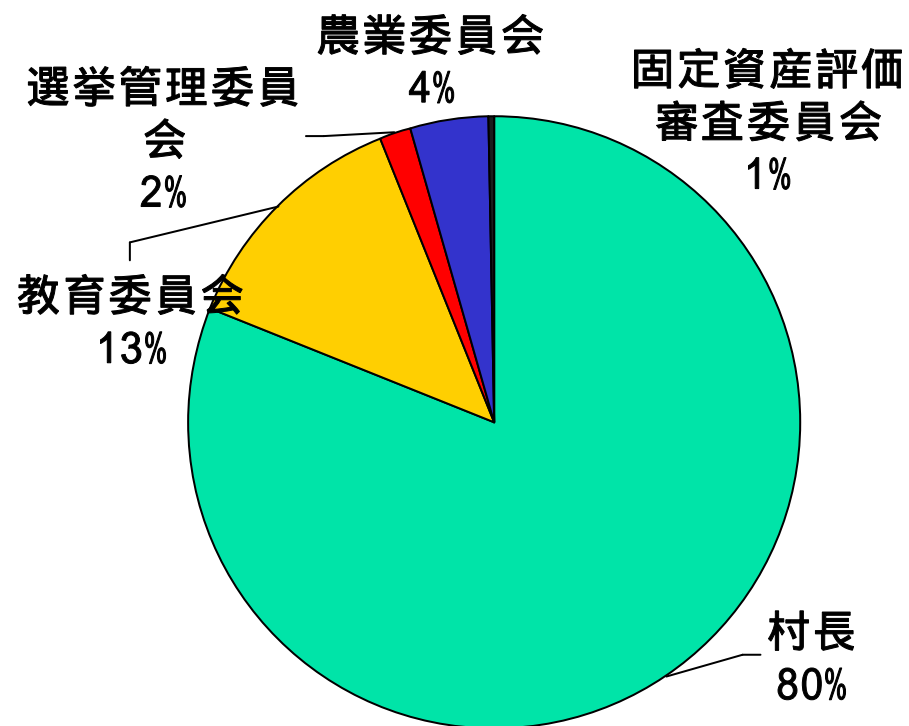
■ 目的外利用の申請と承認



個人情報登録事務件数

登録事務部局別割合

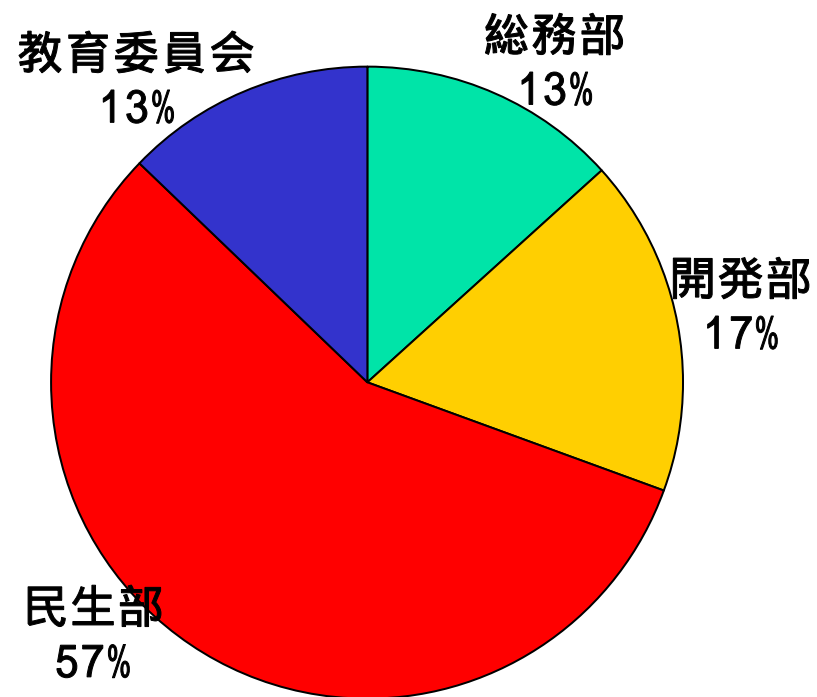
部局	件数
村長	196
教育委員会	31
選挙管理委員会	4
農業委員会	10
固定資産評価審査委員会	1



個人情報登録事務件数

登録事務担当割合

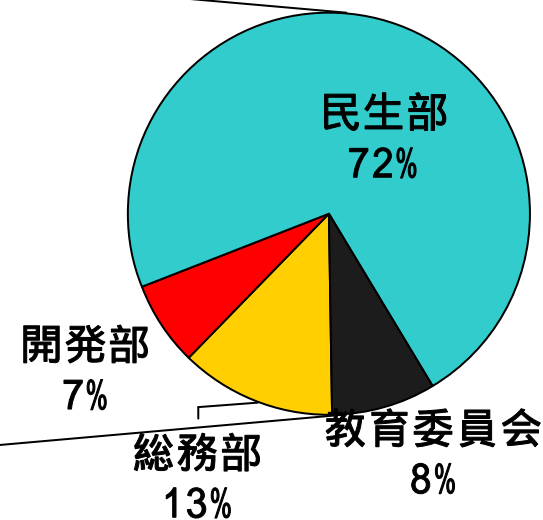
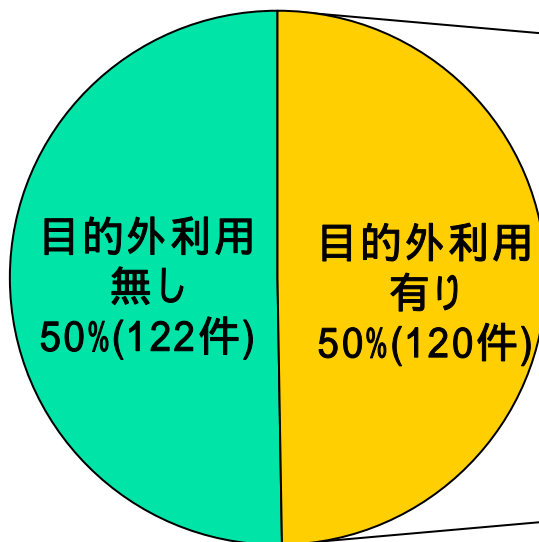
担当部	件数
総務部	32
開発部	42
民生部	137
教育委員会	31



個人情報登録事務件数

担当部	件数
総務部	15
開発部	8
民生部	87
教育委員会	10

目的外利用割合





審議会の主な役割

■ 実施機関への答申

個人情報の本人取得の例外規定(第3条第5項)

個人情報の目的外利用の例外規定(第8条第2項)

情報機器の結合による個人情報の提供(第10条)

開示決定等に対する不服申立て(第40条)

■ 実施機関からの報告

個人情報取扱事務の登録又は修正(第12条第5項)